

## 高齢者の安全運転対策と移動手段の確保を求める意見書

本年4月に東京都で発生した87歳の男性が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故等、高齢者の運転による交通事故は多発している。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合は高まっており、また、その大半は、ハンドル及びブレーキの誤作動や不十分な安全確認等によるものである。

昨年末時点で約563万人に上る75歳以上の運転免許保有者は、2022年には663万人に達すると推計されている。

道路交通法では、75歳以上の運転免許保持者が免許証の更新時及び一定の違反行為をした場合に認知機能検査を受けることを義務付けているが、いまや高齢者の安全運転対策は喫緊の課題である。

また、過疎地域を中心に「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合等の地域における移動手段の確保も重要な取組である。

よって、国においては、地方自治体や民間事業者とも連携し、高齢者の安全運転対策及び地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について、早急に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能等、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
  - 2 高齢者の運転による交通事故を減らすため、安全運転サポート車に限定した免許の創設や、走行できる場所及び時間帯を制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
  - 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らぬよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入等、地域公共交通ネットワークの更なる充実を図ること。また、地方自治体等による、免許を自主返納した高齢者に対するタクシーや公共交通機関の割引制度等を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

福島県議会議長 吉田栄光